総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［ライフ・イノベーション分野］

平成25年度

さがみロボット産業特区［指定：平成25年２月、認定：平成25年６月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.9＋3.7)／2＝4.3　　**B**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

レ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	1	県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）	A
B（4点）	2	実証実験等の実施件数	A
C（3点）	3	ロボット関連事業所の集積割合	代替指標
D（2点）			
E（1点）			

レ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	3	県の企業誘致施策におけるロボット関連企業の事業所建設計画認定件数	A
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

□ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0)／3＝5.0　①…　5.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「県民の満足度」には多くの要因が影響するはずであり、生活支援ロボットの認知・活用をそのまま結び付けるにはやや距離がある。
・「実証実験の実施件数」については、具体的な指標としては妥当である。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…　−0.1

ｉ）の評価　①＋②　　4.9

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）	C
2	実証実験等の実施件数	B
3	ロボット関連事業所の集積割合	B

（専門家所見（主なもの））

・「実証実験の実施件数」について、当初の目標値を大きく上回る進捗状況であり、今後の方向性、展開に期待が持てる。
なお、実施件数だけでなく、内容も重要である。
・「ロボット関連事業所の集積割合」の向上については、順調に事業が進捗していることがうかがわれる。今後の方向性についても特に異存はない。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／3＝3.3　3.3

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（4.3+3.5）／2＝3.9　**B**

ⅰ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

［■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置］

●医療機器製造販売承認等の手続の円滑化

（概要）

・厚生労働省から、企業等がロボットの実証実験にあたって医療機関に協力を求めることや、医療関係者に対してロボットのデモンストレーションを行うことについて薬事法上の運用等が示され、実施に係る条件の詳細を確認できたことにより、各種ロボットについての薬事相談や、医療関係者が協力しての実証実験等を円滑に進めることができた。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価（参考意見））

・なし

●利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化

（概要）

・総務省から、電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許なしでUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示されたことを踏まえ、平成26年2月に被災者探索ロボットの実証実験を実施することができた。
また、実験試験局の免許が必要となった場合でも、手続の円滑化について総務省の協力が得られている。

（規制所管府省（総務省）の評価（参考意見））

・総務省においても引き続き利便性向上に向けた検討を進めて参りたい。

●道路使用許可手続の簡略化

（概要）

・警察庁から、県警本部との調整により道路使用許可に係る許可期間の延長は可能との見解が示され、県警本部の協力の下で連続9日間の道路使用許可が得られたため、平成25年12月に自動運転車椅子の実証実験を実施することができた。

（規制所管府省（警察庁）の評価（参考意見））

・なし

●「県版特区」の推進

（概要）

・国土交通省から、「市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和」や「市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止」について、一定の条件の下で地域独自の緩和が可能との見解が示されたため、県等において検討を重ね、県が権限を持つ土地利用に関する規制を見直す「県版特区」を平成26年度当初から開始することができた。

（規制所管府省（国土交通省）の評価（参考意見））

・なし

●「超音波診断ロボット」を活用した遠隔診療

（概要）

・厚生労働省から、一定の条件の下で遠隔診療に「超音波診断ロボット」を活用可能との見解が示されたため、事業者において本格的に同ロボットの実用化に取り組むことが可能となったほか、医療従事者の協力も得られ、平成26年1月に実証実験を実施することができた。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価（参考意見））

・なし

（専門家所見（主なもの））
・複数の事案で国との協議により実効性のある成果を得られている点を評価する。

4.7

ⅰ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・複数の実効性のある財政支援の活用が行われ、成果を上げている。

4.0

ⅰ）-① ＋ ⅰ）-② の平均値（注）	（4.7+4.0）／2＝4.3	4.3

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・財政支援以外にも、県版特区など地域独自の有効な支援策の実施が認められる。

3.5

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は、委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

（4.3+3.9）／2+0.8＝4.9

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・全体として事業の進捗は順調であり、方向性についても大きな問題はない。
・公募型実証実験の成果は今後の展開に大きく寄与している。
・最先端技術の開発として生活支援ロボットの開発を行うことは良いと考えるが、それを神奈川県民の満足度に結び付けることには疑問がある。県民満足度には多くの要因が影響するはずであり、生活支援ロボットの認知・活用とはやや距離がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（4.11）に上記所見を加味（+0.75）し、総合評価結果をA（4.86）とする。

A

（注）ⅰ）-①、ⅰ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をⅰ）の点数とする。